

# 第1章 大阪市環境基本計画

現在、地球温暖化\*が世界的に大きな問題となっており、私たちの生活の基盤である地球環境を守るためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの大幅な排出削減が必要となっています。

また、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらす生物多様性\*への対応も重要なものとなっています。

地球温暖化をはじめとする環境問題はひとつの自治体のみが解決できるものではなく、広域的連携という視点のもとで対策を推進していかなければなりません。

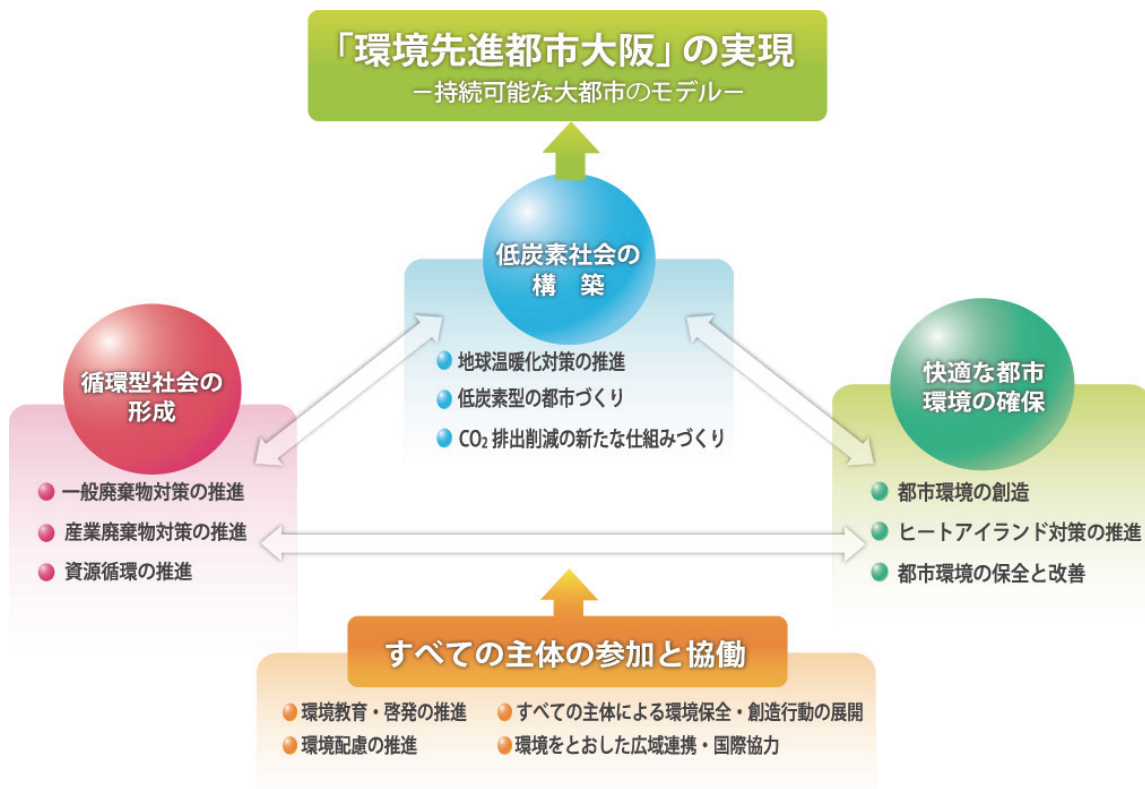
本市では環境施策を取り巻くこのような状況を踏まえたうえで、地域が持つポテンシャルを活かした今後の環境施策の方向性を示す必要があるという認識から、平成23年3月に「おおさか環境ビジョン」を策定するとともに、環境基本条例の理念の実現をめざし、ビジョンを反映した新たな「大阪市環境基本計画」を策定しました。

## 【計画の期間】

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

## 【環境基本計画のめざすもの】

「低炭素社会\*の構築」、「循環型社会\*の形成」、「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱とし、「すべての主体の参加と協働」のもとで施策を進め、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざします。



「大阪市環境基本計画」の構成

## 【計画の目標】

### ○低炭素社会の構築

市域の温室効果ガス総排出量を 2020(平成 32)年度までに 1990(平成 2)年度比で 25%以上削減する。

さらに、2050 年度に向けて 80%削減する。

### ○循環型社会の形成

市域のごみ処理量を 110 万トンとする目標を早期に達成するとともに、100 万トン以下とする新たな目標を設定する。

### ○快適な都市環境の確保

「大阪市緑の基本計画」の目標を達成する。

年平均気温及び熱帯夜日数を現状以下にする。

環境基準などを 100%達成する。

## 環境局 Top Commitment

環境問題が地球規模に拡大する中、新たなエネルギー需給システムの構築や低炭素社会の構築、持続可能な循環型都市の構築など、快適な都市環境の確保に向けて、さまざまな取組みを進めてきました。

今後も、未利用・再生可能エネルギーの活用による環境未来型の都市構造への変革、環境・エネルギー産業の誘致・活性化による環境未来型の産業構造への転換、環境教育や市民協働による環境未来型のライフスタイルの創造などを進めます。また、市民生活と企業活動の安全・安心を守るエネルギーセキュリティの確保やエネルギーの効率的利用等による新たなエネルギー社会の形成、市民・事業者との協働による一層のごみ減量・リサイクルを推進します。

これらにより、安全・快適で健康に生活ができる都市環境の確保を図り、もって環境への負荷が少なく、持続的発展が可能なまちの実現をめざします。

